

## 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(データ利活用編)における誤記について

令和6年3月

以下の通り誤記や法改正による条ずれを修正しましたので御確認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

### ◆ 正誤表

頁	正	誤
27	したがって、かかる観点から、本ガイドライン(データ利活用編)では第4項を作成し、民法第572条の趣旨および公平の観点からデータ提供者に免責を認めるべきではないと考えられる一定の場合には、非保証の規定は適用がないこととした。	したがって、かかる観点から、本ガイドライン(データ利活用編)では第3項を作成し、民法第572条の趣旨および公平の観点からデータ提供者に免責を認めるべきではないと考えられる一定の場合には、非保証の規定は適用がないこととした。
30	なお、この場合、データ提供者が損害賠償等の責任を負う範囲を、第4条に基づき受け取った対価を上限とすることもできる。	なお、この場合、データ提供者が損害賠償等の責任を負う範囲を、第3条に基づき受け取った対価を上限とすることもできる。
32	監査費用の負担は、その実施により利益を受けるデータ提供者側が負担するのが原則である。	監査費用の負担は、その実施により利益を受けるデータ受領者側が負担するのが原則である。
	したがって、本ガイドライン(データ利活用編)では第4項でこの	したがって、本ガイドライン(データ利活用編)では第3項でこのよ

	<p>ような場合には、データ受領者に監査費用を負担させる旨の規定を置いた。</p>	<p>うな場合には、データ受領者に監査費用を負担させる旨の規定を置いた。</p>
34	<p>第7条第1項では、「利用状況」についての報告義務を課し、本条第2項では、「管理状況」についての報告義務を課したが、</p>	<p>第8条第1項では、「利用状況」についての報告義務を課し、本条第2項では、「管理状況」についての報告義務を課したが、</p>
36	<p>第4項で、データ受領者に、①事実確認および②原因調査をさせるとともに、③再発防止策を講じさせて、それをデータ提供者に報告させることとした。</p>	<p>第3項で、データ受領者に、①事実確認および②原因調査をさせるとともに、③再発防止策を講じさせて、それをデータ提供者に報告させることとした。</p>
	<p>この点については、第2条第4項で、データ受領者に、個人情報保護法に基づく適切な措置をとることを約束させたが、当局に対する報告は、個人情報保護法上の義務とはされていない。</p>	<p>この点については、第2条第2項で、データ受領者に、個人情報保護法に基づく適切な措置をとることを約束させたが、当局に対する報告は、個人情報保護法上の義務とはされていない。</p>
67-68	<p>あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。」とされている(個人情報保護法第21条第2項)。また、同法第20条は、「個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。」とされて</p>	<p>あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。」とされている(個人情報保護法第18条第2項)。また、同法第17条は、「個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。」とされている。そ</p>

	<p>いる。その他、データ内容の正確性の確保等(同法第22条)や適切な安全管理措置を講ずること(同法第23条)なども求められており、データ受領者はこれらの義務を遵守しなければならないこととなる。</p>	<p>その他、データ内容の正確性の確保等(同法第19条)や適切な安全管理措置を講ずること(同法第20条)なども求められており、データ受領者はこれらの義務を遵守しなければならないこととなる。</p>
75	<p>また、その場合「派生データ」の提供にも原則として本人の同意が必要になる(個人情報保護法第27条および第28条)が、そうだとすると、極めて多数の本人から同意を取得することが必要となって、「派生データ」の使い勝手が悪いものになってしまう可能性がある。</p>	<p>また、その場合「派生データ」の提供にも原則として本人の同意が必要になる(個人情報保護法第23条および第24条)が、そうだとすると、極めて多数の本人から同意を取得することが必要となって、「派生データ」の使い勝手が悪いものになってしまう可能性がある。</p>
78	<p>②「提供データ等の保証および非保証」の条文の第4項各号に規定したような非保証の例外規定を設ける必要性は存在しない。</p>	<p>②「提供データ等の保証および非保証」の条文の第3項各号に規定したような非保証の例外規定を設ける必要性は存在しない。</p>
88	<p>この点は本条第7項に規定されているが、経産省ガイドラインではデータ創出型契約において別途の条項(第9条)として切り出されている。本ガイドライン(データ利活用編)では、農業データに関する限り、データ提供型契約とデータ創出型契</p>	<p>この点は本条第5項に規定されているが、経産省ガイドラインではデータ創出型契約において別途の条項(第9条)として切り出されている。本ガイドライン(データ利活用編)では、農業データに関する限り、データ提供型契約とデータ創出型契約と</p>

	<p>約とで第12条の規定を異にする必要性はないとの立場から、データ提供型契約と同様の規定を置き、特段第7項を別個の条項として切り出すことはしていない。</p>	<p>で第12条の規定を異にする必要性はないとの立場から、データ提供型契約と同様の規定を置き、特段第5項を別個の条項として切り出すことはしていない。</p>
	<p>したがって、相手方に提供したデータの生成過程で上記のいずれかのパターンに該当する場合には、第7項が発動される可能性があるということになる。</p>	<p>したがって、相手方に提供したデータの生成過程で上記のいずれかのパターンに該当する場合には、第5項が発動される可能性があるということになる。</p>
89	<p>当初データ等の生成過程で、契約当事者以外の第三者が関与する場合(当初データ等の創出に当該第三者が関与または寄与する場合)があり得るので、第7項の対象を「派生データ」に限ることはできないが、第7項の義務主体をデータ受領者に限定して、以下のような条文に仕立て直すということも検討されてよい。</p> <p>7 データ受領者は、当初データ等または派生データの創出に本契約当事者以外の第三者が関与する場合や、第三者の知的財産権の対象となるデータが含まれる場合等、その利用につき制限があり得ることが判明した場合には、</p>	<p>当初データ等の生成過程で、契約当事者以外の第三者が関与する場合(当初データ等の創出に当該第三者が関与または寄与する場合)があり得るので、第5項の対象を「派生データ」に限ることはできないが、第5項の義務主体をデータ受領者に限定して、以下のような条文に仕立て直すということも検討されてよい。</p> <p>5 データ受領者は、当初データ等または派生データの創出に本契約当事者以外の第三者が関与する場合や、第三者の知的財産権の対象となるデータが含まれる場合等、その利用につき制限があり得ることが判明した場合には、</p>

91	<p>経産省ガイドラインで規定されているとおり、本契約第3条第1項、第3項および第4項で各当事者による当初データ等の第三者提供が禁止されており、第4条で派生データに関して同様の規定があり、</p>	<p>経産省ガイドラインで規定されているとおり、本契約第3条第1項、第3項および第5項で各当事者による当初データ等の第三者提供が禁止されており、第4条で派生データに関して同様の規定があり、</p>
96	<p>8 本条第1項から第3項各号のいずれかを理由として本契約を解除した本件当事者は、本条第1項から第3項各号に該当する相手方に対して、本契約違反または解除に基づいて被った損害の賠償を請求することができる。本条第4項を理由として本契約を解除したデータ提供者の損害賠償請求権の行使は、第12条第8項に規定したとおりとする。</p>	<p>8 本条第1項から第3項各号のいずれかを理由として本契約を解除した本件当事者は、本条第1項から第3項各号に該当する相手方に対して、本契約違反または解除に基づいて被った損害の賠償を請求することができる。本条第4項を理由として本契約を解除したデータ提供者の損害賠償請求権の行使は、第12条第6項に規定したとおりとする。</p>
97	<p>2 前項の規定にもかかわらず、第12条第8項ただし書に基づきデータ受領者に対する免責が認められない場合には、その限りで、前項の適用は排除されるものとする。</p>	<p>2 前項の規定にもかかわらず、第12条第6項ただし書に基づきデータ受領者に対する免責が認められない場合には、その限りで、前項の適用は排除されるものとする。</p>
119	<p>しかしながら、この場合、記載方法のいかんによっては、個人情報保護法第17条第1項が「利用目的をできる限り特定しなければならない。」と規定していることと反する結果になる可</p>	<p>しかしながら、この場合、記載方法のいかんによっては、個人情報保護法第15条第1項が「利用目的をできる限り特定しな</p>

	<p>能性がある。また、同法第27条1項は、第三者提供の場合に原則として本人の同意を必要とし、また域外移転をする場合にも同様の同意を要求するが、</p>	<p>性がある。また、同法第23条1項は、第三者提供の場合に原則として本人の同意を必要とし、また域外移転をする場合にも同様の同意を要求するが、</p>
	<p>また、他の手段として、「個人情報を含む提供データを扱う場合には、あらかじめデータ提供者の元で匿名加工情報(個人情報保護法第2条第6項)または統計情報その他の非個人情報とした上で、プラットフォームを通じて流通させることが考えられる。</p>	<p>また、他の手段として、「個人情報を含む提供データを扱う場合には、あらかじめデータ提供者の元で匿名加工情報(個人情報保護法第2条第9項)または統計情報その他の非個人情報とした上で、プラットフォームを通じて流通させることが考えられる。</p>
120	<p>このような場合には、プラットフォーム事業の立ち上げ時にはプラットフォーム事業者が「個人情報取扱事業者」(個人情報保護法第16条第2項)となることはなく、</p>	<p>このような場合には、プラットフォーム事業の立ち上げ時にはプラットフォーム事業者が「個人情報取扱事業者」(個人情報保護法第2条第5項)となることはなく、</p>
140	<p>この点例えば、データに個人情報が含まれている場合、個人情報保護法第40条第1項により「個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。」とされており、</p>	<p>この点例えば、データに個人情報が含まれている場合、個人情報保護法第35条第1項により「個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。」とされており、</p>
	<p>したがって、プラットフォームの事業者が個人情報取扱事業</p>	<p>したがって、プラットフォームの事業者が個人情報取扱事業者</p>

	者になる場合には、その取扱う個人情報について、個人情報保護法第40条第2項の措置を採ることを検討することになるし、	になる場合には、その取扱う個人情報について、個人情報保護法第35条第2項の措置を採ることを検討することになるし、
147	そこで、本条では第7項において、派生データ内容の非保証を規定した。	そこで、本条では第5項において、派生データ内容の非保証を規定した。
150	そのデータ提供をしている場合には、プラットフォーム事業者の管理責任も問題となるが、その場合には、第8条(プラットフォーム事業者の運営責任等)の規定が適用となる。	そのデータ提供をしている場合には、プラットフォーム事業者の管理責任も問題となるが、その場合には、第7条(プラットフォーム事業者の運営責任等)の規定が適用となる。